

令和5年第3回羅臼町議会定例会（第2号）

令和5年9月15日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 議案第 4 3 号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第 4 4 号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 3 議案第 4 5 号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 4 議案第 4 6 号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 4 7 号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 5 0 号 財産の取得について
- 日程第 9 認定第 1 号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 5 号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 6 号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 報告第 7 号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 16 報告第 8 号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第9、認定第1号～日程第14、認定第6号及び日程第15、報告第7号並びに日程第16、報告第8号 8件一括)
- 日程第 17 発議第 5 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

日程第18 発議第 6号 ALPS処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を
求める意見書

日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件

追加日程第1 議案第52号 令和5年度羅臼町一般会計補正予算

追加日程第2 議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	5番	加藤 勉 君		7番	高島 譲二 君
8番		松原 臣 君			

○欠席議員（1名）

6番 田中 良 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企画振興課長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	飯 島 東 君
税務財政課長	対 馬 憲 仁 君	税務担当課長	鹿 又 芳 弘 君
環境生活課長	長 岡 紀 文 君	保健福祉課長	本 見 泰 敬 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君	子育て支援センター所長	長 内 美 奈 子 君
産業創生課長	大 沼 良 司 君	まちづくり担当課長	湊 慶 介 君
建設水道課長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社会教育課長	野 田 泰 寿 君	会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松崎 博幸 君 議会事務局次長 堺 勝敏 君

午前10時00分 開会

◎開 議 宣 告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議場は大変暑いので、上着を脱ぐことを許します。

◎日程第1 議案第43号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第43号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第43号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第44号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第44号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第44号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第45号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 議案第45号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第45号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第46号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第46号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第46号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第47号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第47号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第47号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第48号工事請負契約の締結について審議いたし

ます。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） まず3点ほど聞きたいのです。

まず一つ目は入札率。続いてスプリンクラー改修工事。どの部屋にも全部、全てつけるのかどうか、つけない場所があるのかどうか、それを確認したい。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 松原議員の御質問にお答えします。2点でよろしいでしょうか。

まずは、入札率ということですが、落札率でございますが、98.53%でございます。

2点目、スプリンクラーの診療所内のどこをつけるのかということでございますが、基本的には地下1階から3階まで全てつけることとなりますが、MRI室、CT室など、医療機器設備がある部屋についてはつけないこととしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○8番（松原 臣君） これ98.53%と、ほとんど99%に近いというか、何かこの頃入札に関しては、非常にパーセンテージ高い気がします。この前は九十.何%というものもありましたけれども、そこら辺詳しい事情、私個人ではちょっと分からないのですけれども、何が原因か、そちらで押さえているのかどうか、その説明をお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） ただいまの松原議員の再質問でございますが、入札率が高い原因というのが、ちょっと私のほうでも明確にというのが分からないところはあるのですが、ただ、今、基本的に町での積算というのが北海道の単価でしたり、刊行物の単価、見積りなどを使って積算をしているところなのですが、実際、物価高騰と、あと地域性というところもありまして、離れている場所なものですから、そういう部分で羅臼における単価というのが、若干高くなって見積もられているのではないかなというところが考えているところではあります。

なので、時には入札の不調だとかというのも近年多くなっているということもございますし、原因としてはそういうところが、ちょっと北海道の単価を準用させていただいていますが、地域性で少し羅臼町で実施すると、高くなっているのかなということではないかなとは考えているところです。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○8番（松原 臣君） 3回目なので最後なのですけれども、何社あったのかと。

もう一つ、どうもこの物価高で工事の契約、締結しかり、補正ということがまた出てく

るのではないかなど、心配しているのですけれども、この金額で本当に全病院にスプリンクラーつけられるのかどうか、その点、心配がないのかどうか、この点お伺いして終わります。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 入札の業者数ですが、1社でございます。

また、この後、補正が必要になるのではないかというような御質問でございますが、設計をしております、それに対しての今回入札ということになっておりますので、現段階ではそのようなことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○8番（松原 臣君） 分かりました。

それで私、心配するのは、実はこの請負契約で金額超えたから、補正、補正ということになったら、どのような契約になっていくのかなというの、一番心配するのですよね。これで収まらないとだめな計画ですから、その点。課のほうでは慎重にやっているのでしょうけれども、なるべくそういうことのないように今後も工事請負はあると思うので、ぜひその点注意して計画を立てていきたいなど。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第48号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第49号工事請負契約の締結について審議いたします。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、離席退場をお願いいたします。

（小野議員 離席退場）

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第49号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

小野哲也君、入場着席願います。

(小野議員 入場着席)

◎日程第8 議案第50号 財産の取得について

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第50号財産の取得について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第50号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 認定第1号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第10 認定第2号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第11 認定第3号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳

出決算認定について

- ◎日程第 1 2 認定第 4 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 3 認定第 5 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 4 認定第 6 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 5 報告第 7 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
 - ◎日程第 1 6 報告第 8 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
-

○議長（佐藤 晶君） 日程第 9 認定第 1 号令和 4 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 4 認定第 6 号令和 4 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第 1 5 報告第 7 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第 1 6 報告第 8 号令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの 8 件を一括議題といたします。

この説明に当たっては、議員各位から了承してをいただいておりますので、総括表等で簡単明瞭に説明願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） ただいま一括上程されました、認定第 1 号令和 4 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から認定第 6 号令和 4 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの各会計の歳入歳出決算につきましては、別冊のとおり、監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

説明につきましては、参考資料の資料 1 0 の総括表で簡潔に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

参考資料、1 3 ページから 1 4 ページをお開き願います。

総括表の上段、緑色の網かけは、前年度の決算数値であります。下段が令和 4 年度の決算数値となっております。

説明につきましては、各会計とも収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

まず、認定第 1 号一般会計でございます。

収入済額 6 億 8,623 万 9,409 円、不納欠損額 3 億 3,117 万 7,391 円は、町税や手数料の不納欠損であります。収入未済額 1 億 1,728 万 3,333 円は、町税及び税外収入等の未納分でございます。支出済額は 5 億 8,157 万 8,482 円で、歳入歳出差引残額は 3 億 7,050 万 9,277 円の黒字決算となっております。

認定第2号国民健康保険事業特別会計。

収入済額9億8,014万7,858円、不納欠損額700万6,848円は、国民健康保険税の不納欠損でございます。収入未済額8,231万5,297円は、国民健康保険税の未納分でございます。支出済額は9億7,200万3,530円で、歳入歳出差引残額は814万4,328円の黒字決算となっております。

次に、認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億6,486万850円、不納欠損額42万4,200円、これにつきましては介護保険料の不納欠損となっております。収入済額1,105万1,154円につきましても介護保険料の未納分でございます。支出済額は4億5,437万8,316円で、歳入歳出差引残額は1,048万2,534円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額7,007万5,909円、不納欠損額33万9,500円、これにつきましては後期高齢者医療保険料の不納欠損となっております。収入未済額127万7,600円は、後期高齢者医療保険料の未納分でございます。支出済額は6,850万4,111円で、歳入歳出差引残額は157万1,798円の黒字決算となっております。

次に、認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億1,316万3,365円、不納欠損額及び収入未済額はございません。支出済額は2億984万2,455円で、歳入歳出差引残額は332万910円の黒字決算でございます。

合計につきましては、それぞれ性格が違いますので省略させていただきますが、全会計、黒字決算となっております。

続きまして、15ページから16ページをお開き願います。

認定第6号水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出の収入の決算額は2億599万7,242円、支出の決算額は1億8,032万3,355円で、差引過不足額は2,567万3,887円でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入の決算額は5,986万5,000円、支出の決算額は1億2,835万1,837円で、差引過不足額は6,848万6,837円の不足となり、この不足額につきましては、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填してございます。

続きまして、議案の1ページにお戻りください。

報告第7号令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、令和4年度決算におきまして、羅

白町の全会計が黒字決算でございますので、早期健全化基準及び財政再生基準の該当にはございません。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3か年における平均比率となっており、前年度の7.8%に対しまして、本年度は7.7%で、公債費の元利償還金が、知床未来中学校建設事業の償還開始に伴い増加しましたが、償還金の財源となる町税収入や普通交付税、臨時財政対策債も増額となっており、分母となる標準財政規模も増加したことなどにより、対前年度比0.1%減少となっており、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%のいずれも下回っている状況でございます。

次に、将来負担比率につきましては、令和4年度の地方債の現在高が約55億6,800万円となっておりますが、臨時財政対策債を除く町債の多くは主に過疎対策事業債であるため、元利償還金の7割分が交付税措置されることや、ふるさと納税等による寄附金の積立てなど、充当可能財源である基金全体の総額が増加したことにより、該当はございません。

したがって、全ての比率におきまして、早期健全化基準値及び財政再生基準値を下回っているものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

報告第8号令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

4ページをお願いいたします。

令和4年度決算に基づく資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましても、令和4年度決算は黒字決算であり、資金不足を生じていないことから、該当はございません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

日程第15 報告第7号令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第16 報告第8号令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会より各2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定いたします。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会より各2名を選出していただき、議長において指名したいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いいたします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いいたします。

決算特別委員会の委員選任のため、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長(松崎博幸君) 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から、田中良議員、米井宏喜議員。

経済文教常任委員会から、小野哲也議員、小川雅勝議員。

以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) ただいま、事務局長より報告のとおり指名したいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会において、正副委員長の互選をお願いいたします。

正副議長室でお願いいたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に、本委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に小野哲也君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 羅臼町各会計決算特別委員会副委員長の小野哲也でございます。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の令和4年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日までとなっておりますので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会副委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9 認定第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第14 認定第6号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

◎日程第17 発議第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○7番（高島讓二君） 発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月15日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、高島讓二。

賛成者、羅臼町議会議員、小川雅勝、同じく松原臣、同じく浜岸昭仁。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地

と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害などの発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大するなど、防災・減災・国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ長期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月15日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第18 発議第6号 A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 発議第6号A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 発議第6号A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月15日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、小川雅勝。

賛成者、羅臼町議会議員、高島讓二、同じく松原臣、同じく浜岸昭仁。

A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書。

去る令和5年8月24日、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（以下、「関係

閣僚会議」という。)の決定に基づき、東京電力は、福島第一原子力発電所の多核種除去設備等(A L P S)処理水の放出を開始した。

政府は、この関係閣僚会議において、「『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針』の実行と今後の取組について」を決定し、今後は、国と東京電力が実施する安全確保の取組について、国際専門家を含むI A E Aタスクホースが海洋放出前・中・後と継続的にレビューを実施することで、第三者が安全性を徹底的に確認し、放出前後にはI A E A職員が福島第一原発に常駐し、確認を継続する体制を構築することとした。

特に放出直後においては、海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充し、関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトの運用を始めるなど、国内外に情報を発信しているところであり、環境省の第1回目の放出に関するモニタリング結果は、トリチウムが11か所全てで検出下限値未満(7から8ベクレル毎リットル未満)、また念のため測定を行ったガンマ線核種についても、全て検出下限値未満であったことを公表し、自然界にあるトリチウムの濃度範囲(日本全国)と比較しながら、科学的根拠をもってその安全性を国内外に示している。

しかしながら、これまで、処理水の海洋放出に強く反対してきた中国政府は、放出開始日と同日に「原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む。)の輸入を全面的に暫定的に停止する」と発表し、モニタリング結果の公表後もその措置を解除していない。

中国政府は、本年7月から、既に輸入水産物に対する放射性物質の全量検査などの輸入規制措置を開始しており、我が国は、この規制措置の解除を強く申し入れてきたものの、処理水放出を受け、中国政府は、これまでの措置を上回る全面的な輸入停止措置に踏み切った。

これら中国政府の一連の対応は、科学的根拠に基づくものではなく、国際社会に誤った認識を持たれることになりかねないことから、我が国としては、到底受け入れられるものではない。

北海道のホタテガイやナマコは、その多くが中国に輸出されており、輸入の停止により国内に在庫が滞留することで産地価格の下落を招き、漁業者の経営はもとより、流通・加工業などをはじめとする水産関連産業全体へ重大な影響を生じ始めている。

また、訪日客の相次ぐキャンセルなど、直接処理水の放出とは関連のない産業にまで影響が生じ始めている、こうした風評被害の影響は、一産業にとどまらず、地域経済全体を巻き込む問題となっている。

よって、国においては、中国をはじめとした諸外国の反応により生じる風評被害が、地域経済全体に重大な影響を及ぼしかねない状況であることを十分に踏まえた上で、情勢の変化に応じて、効果的な対策を柔軟かつ機動的に推進するとともに、被害が生じた場合に万全な対応を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 国が全責任を持って、中国政府と外交上の交渉を行い、水産物に関する輸入停止措置を即時に撤廃させること。

2 輸入停止措置に起因する漁業者・流通・加工業をはじめとする水産業関係者の損失の全てに対し、事業者が資金繰り等に窮することのないよう、概算による賠償金の支払いを行うなども含め、国が全責任を持って、速やかかつ確実に対応すること。

3 中国向け水産物の輸出が困難な状況を踏まえ、国内の消費拡大や他国への輸出の取組への支援などについて、制度の柔軟な運用や需要に応じた基金の随時積み増しを行うなど、万全な対策を講ずること。

4 風評被害が認められるあらゆる産業について、国が全責任を持ってその把握に努めるとともに、効果的な支援措置等を講ずるなど、速やかかつ万全な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月15日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号ALPS処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 発議第6号ALPS処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認し

たいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

なお、この後、議会運営委員会を第1委員会室でお願いしたいと思います。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長(佐藤 晶君) お諮りします。

町長から、議案第52号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算並びに議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第52号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 追加日程第1 議案第52号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端達也君) 追加議案の説明をさせていただきます。

追加議案の1ページをお願いいたします。

議案第52号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,646万6,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

15款道支出金605万4,000円を追加し、2億2,365万7,000円。

2項道補助金605万4,000円を追加し、1億2,618万7,000円。対象経費に対する補助金として、地域づくり総合交付金へ追加するものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金144万9,000円を追加し、7億4,182万2,000円。知床・羅臼まちづくり基金繰入金から充当するものでございます。

歳入合計750万3,000円を追加し、58億5,646万6,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款教育費750万3,000円を追加し、4億9,390万5,000円。

6項保健体育費750万3,000円を追加し、1億9,269万円。

当初予算で、野遊びフィールドにおける浄化設備の整備を進めるための経費としまして、3,000万円を計上しておりましたが、先日、設計書が完成した結果、施工方法の変更などにより、工事費が増額したことによる追加補正となっております。

歳出合計750万3,000円を追加し、58億5,646万6,000円となるものでございます。

以上でございますが、この後、補正予算の詳細につきましては、担当課長から事項別明細書により御説明させていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） それでは、詳細について御説明させていただきます。

説明の都合上、歳出から説明申し上げますので、お手元に配付の別冊資料の5ページをお開き願います。

8款教育費6項保健体育費3目スキーリフト管理費、町民スキー場管理運営に要する経費の14節工事請負費に750万3,000円の追加であります。

内容は、野遊びフィールド、トイレ、シャワー及び水道整備に係る実施設計が完成したところ、水道工事の施工方法の変更に伴うものや、資材費の高騰並びに増築棟の面積が約15平米から20.52平米への変更により、予算不足となったことから追加をお願いす

るものでございまして、総事業費は設計費を含め3,750万3,000円になるものでございます。

なお、工事の詳細につきまして、別冊の参考資料で御説明いたしますので、1ページ、資料10をお願いいたします。

今回の工事では、主に水道整備とトイレ、シャワー棟を完備する増築棟工事になります。水道整備では、緑町から羅臼国後展望塔へ送っている水道の中継ポンプから、図面上の中央青い線、ここが過去に使用していた水道管をやりまして、こちらを経由し図面上の赤い線、ここが今回整備の水道管で、知床らうす野遊びフィールド管理棟まで敷くものでございます。

続いて、増築棟の説明をさせていただきますので、2ページをお開き願います。

図面左上にあります南側の外観図を御覧ください。

ここの左上に記載のとおり、建物の左側が今回整備する増築部分になり、面積は20.52平米になります。

次に、建物内部になります。3ページの平面図をお願いいたします。

左側部分が増築棟でございまして、図面上の下側が男性用のシャワー室、トイレ、洗面所となり、図面上の上部が女性用になります。この増築棟の地下には、500リットルの水槽2台を設置いたします。

また、現在の管理棟から出入りできるよう、管理棟との出入口を新設するものでございます。

以上です。

引き続き歳入を御説明いたしますので、別冊資料3ページにお戻り願います。

15款道支出金2項道補助金6目教育費道補助金に605万4,000円の追加でございまして、野遊びフィールド浄化設備等整備工事の事業費の増加に伴う道補助金の増額見込みにより、地域づくり総合交付金に追加するものでございます。

18款繰入金1項1目基金繰入金に144万9,000円の追加でございまして、野遊びフィールド浄化設備等整備工事の事業費の増加に伴い、交付見込みとなります道補助金を充当した残りの財源として、知床・羅臼まちづくり基金繰入金に追加するものであります。

以上、歳入歳出それぞれ750万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） それでは、今のスキーリフト管理費の関係で質問させていただきたいと思います。

今回750万円を追加して、当初予算が3,000万円ということで、そのときは水道管を布設していくのだということで聞いておりましたけれども、今回、そのほかに増築部分ですとか、いろいろなあの周りの施設整備も含めての補正というふうに考えるのですが、最初からその辺、見てなかったのかどうか。ただ単に、これがこのもともと入っていて700万円足りなくなったか、実は水道管引っ張ろうとしたら、そういうところも欲しいねと言われて、こういう予算になったのか、その辺がどうも分からないのです。実は。

当初予算の中にその辺があって、単価があったので、単価アップでもって700万円増えたのかという説明でもないし、当初予算の中には多分その辺まで説明はなかったと思うのですね、3,000万円の。

だから、私が一般質問で話したのはその辺なのですよ。きちっとした計画をつくらないと、途中でこういうことになるのだ。後から3,000万円やったので、後から見つかったから700万円追加しますよと、こんなでたらめな計画ではだめなのだ、あそこは。そのほかに、まだまだやらなければならないところがたくさんあるわけですから。

このまちづくりの中というのは、ある程度、単発的な事業でなくて、そこは長期的に見ないとだめだという話をしたのですけれども、これなら単発事業しかありませんよ。その辺どう考えているのか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） 工事の当初の3,000万円の予算計上の中には、水道工事、また増築棟部分として、トイレ、シャワー等の整備ということで、予算計上の中には含まれておりました。

また、単発というお話であります、ここの知床・羅臼の野遊びフィールドの長期的な計画ということは、現段階ではまだ策定はしていないところでありますが、昨年度、令和4年度からオープン、4年度にオープンした中で水道、それからトイレ、シャワーというのはキャンプ場としては必要なものということで、昨年12月の議会で概算の状況ではありましたが、御説明させていただいて、その後、3月の予算特別委員会の中でも説明をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 当初からあったのだという話だったのですけれども、予算書の中で、これ出していました、今まで、この図面。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） 3月、昨年12月ともに図面等については、資料としては提出しておりません。昨年12月の議会で、債務負担行為ということで3,000万円の事業というふうにさせていただきまして、3月の当初予算の予算特別委員会、また、議会のときにつきましては、あくまでも概算での積算ということで3,000万円ということでありまして、その時点で設計書を作成していることはなかったの

で、図面等の用意はしておりませんでした。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 予算を提出するときは、ある程度のきちっとした計画をもって予算を提出しなければならない。このときになって、それでは次も同じですよ。こうやって予算組んだのだけれども、ここが違いましたという話になっていくの。だんだんだんだん予算が膨らんでいく、そういうことでは予算のつくり方はまるっきり素人、私から言わせるとそうなの。その中で予算を組んで、こういうふうになっているのだけれども、金が足りなくなったと、予算していたときと違うのだという説明ならいいのだけれども、図面もなく、何もなくて、ただ水道はあの周辺をやります。3,000万円と。3,000万円でもってやってください、そこは、今年は、そうでなければだめなのですね。そういう計画づくりでないと、予算というものは執行したら、予算というものはそういうものだという理解していただけないと、また、次の年もここ3,000万円かかります。実は3,000万円じゃなくて、4,000万円かかりますという話になっていくの、途中で。

この予算については、どうも当初からきちっとした計画を立てていないというところに、だから一般質問でも言ったのだけれども、きちっと計画を立ててくれと。こことこことここをやるのだという計画を立てていかないと、こういうふうなスタイルになる、これが一番、私が心配するところであります。

以上です。返答は要りません。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 関連なのですけれども、加藤議員の言うとおりの、計画性がないというのはまた出てきて、私、心配しているのはいろいろな予算のときに何回も言っているのですけれども、また、補正でやるのかという話、これ補正ですよ、完全に。これやっばり計画がないという捉え方で、物価が上がったとか、前に建設水道ですか、急に上がって、ああいう物価高だと分かりやすいことであれば理解できるのですけれども、700万円でしょう。これ大きい金ですよ。30万円、50万円足りないのなら補正でも構いません。でも、これだけの大きい金なので、どうも補正・補正でやればいいのかという安易な考えがあるからこそ、計画なしで出発してしまうのではないですか。これから予算を立てるとき、補正でやればいいのかと。

過去にちょっと話違いますが、浄水施設の質問したら、何か答弁が補正でやればいいのかからというような答弁があったとき、私、怒ったのですよね。計画というのは、1年の計画はそういうものではないでしょう。予算が足りなくていろいろ厳密に審査した結果これが少ない。だけれども、予算が取れたので、こういう計画にしたいという大きなそういうものがある、初めて予算が成り立つので、裏づけないと成り立たないものから、これならお金がない、財政困っていると。あるのではないですか、700万円ぽんと出せるのだという、こういう捉え方も私は取れると思うのですよ。こういう予算の

やり方だと。これからやる場合、来年度に秋になれば予算編成するのでしょうかから、慎重に計画立てて、私たちにも理解できるような予算計上をぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今、加藤議員、松原議員から御指摘いただきましたこの件に関しましては、今後に向けて事業を進めるときには、慎重に対応していきたいというふうに思っております。ただ、今回の場合につきましては、当初予算の中で実施計画を含めて、全て3,000万円の中でできるものだというので進めてきております。

その中で実際に実施計画を発注して、計画が上がった中で、水道のやり方いろいろあると思うのですが、当初、循環方式ということも考えましたけれども、衛生面含めてやっぱり既存の上水道を利用したほうが衛生的にもいいよと、そういったアドバイスを含めて指導をいただいたこともございます。その中で施工方法を若干変更させていただいたということもございますので、全く当初から予定が変わったとかそういうことではなくて、一部実施設計の中で変更させていただいたという経緯がございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 3,000万円でやって700万円が一部という説明はないのではないですか。もう一度お願いします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 700万円を一部と言った言葉の中には、実施設計の一部を変更させていただいた。それが700万円に上がったということは、確かに大きな増額だなというふうには感じておりますけれども、設計の部分では一部変更させていただいたという説明にさせていただいたと思っているのですけれども、それが僕の説明不足であったということであれば、訂正させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 今の関連なのだけれども、一部というのは、水道の水の野遊びフィールドの上まで引っ張るのに、水道の工事に関しての分が一部ということの意味なのですか、700万円増えたというのは。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 建物については当初予定どおり、大体概算額どおりの見積りであったのかなというふうに思っておりますけれども、工事の中の大きな増額になったのは水道の部分、この部分が大きく変更して増額になったのかなというふうに感じております。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） やっぱりそうですね。この水道だと思ったのですけれども、これは個人的に上のほうまで上って行って、ここ管理している方にちょっと聞いたのですけれども、水道のほうは元のスキー第一ロッジの近くにある湧き水みたいのを利用して、そこから水をポンプで引っ張り上げてやる方向にするという話を聞いていたのですけれども、これ見たら全然違いますよね。だから、要するにその予定は何で湧き水を利用するというをやめて、こっちに切り替えたのですかね。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 湧き水という案も、確かにありました。湧き水を利用するということも想定しながら考えましたけれども、この春から夏にかけて、その湧き水が実際に使えるかどうかというのを慎重に現場を見ながら判断したところ、数量が余りにも少ないということで、やはりそれは危険性を伴う、今後、水道を使うのにとって。

であれば、やはり安定的に水道を使えるということを考えてときには、今の浄水場、展望塔に行っているポンプを活用した水を、途中からその水を活用したほうが、より安定的に使えるという判断で、工法を一部変更させていただいたということになります。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） この図で見ると、青い部分のところは、もともとあるものを利用して、ここから先は新たにやるということによろしいのですか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） 青い部分は、もともと利用していた水道管それを再利用しまして、赤い部分に関して今回、新設する水道管になります。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 素人なものでよく分からないのですけれども、これだけ長い期間ずっと使ってなかった水道管は、衛生的に大丈夫なのですか、これ。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） 8月の下旬に、こちらのほうの水道管のチェックをさせた中で、大丈夫という結果が出ましたので、最終的にこの管を利用するというふうに、結果になりました。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。3回過ぎていますがけれども、もう1回。最終的にまとめて質問してください。簡潔に。

○2番（浜岸昭仁君） どうもありがとうございました。理解できましたので、終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、この計画というのは、世の中結構言われているグランピングの関係だと、私は認識しているのですけれども、そうなったときに、これちょっと見させていただいてびっくりしたのですけれども、たしかあ

そこ3棟かありましたよね、5棟でしたか、4棟あった。4棟あって、これはその日共同で使うのですね。この図だと、これは共同で使うのだと思うのですけれども、そこの部分がグランピングとして、非常にちぐはぐだと思っているのです。

というのは、やっぱりある程度、あそこ結構金額が高いのも聞いていますけれども、そうなったときに例えば他人が使ったところ、使いました。その後、清掃します。清掃して、また違う人が使いますというのなら分かるのです。それなら分かるのですけれども、ここで共同で使うグランピングというのは、私はちょっとグランピングとしては、ずれているのではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） この箇所は、まだ本格的なグランピングというふうには、今の現段階ではなっていない状況になります。そのグランピングにするためには、トイレ、シャワー、それから水が必要だということがありまして、今回、整備をお願いしたいというふうに思っております。

その中で今の清掃等のお話だと思うのですが、ここに関してはトイレ、シャワー等につきまして、運営事業者の方、それからまたこのキャンプ場、株式会社スノーピークさんの監修キャンプ場になっておりますので、そちらのほうにもこういった形で今年度計画しているということで、それに対して例えばもう少し大きくだとか、今の清掃の話とかということについては、特に意見がなかったというふうな経過であります。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 質問はこれで終わりますけれども、たしか3万円ですよ、あそこね。3万円で家族でも泊まった場合に、例えばほかの家族が使った後のシャワーを浴びる気はございません。それは誰でもそうだと思うのですよね。しっかりと清掃が入って、水滴がないような状態であるのであれば、そのシャワーも使いますけれども、ちょっとそのちぐはぐさを感じましたので、意見として言わせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 今後のビジョンについてお伺いしたいのですけれども、この場所は、そもそも不便さを楽しむ場所であって、こういう施設を建てることによって、便利のいい普通のキャンプ場と何が違うのだろうというのもあるのと、今後、やっぱりカフェとかという店舗あるのですけれども、人が集まったときに駐車場が必要になったりとかというようなことにもなるのかなというところで、今後、この場所をどういうふうな場所にしていくなかというところをお伺いしたい。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 加藤議員との一般質問の中でも話題になっておりましたけれども、あの場所というのは、特別な場所だというふうに認識しております。

行った方は御存じかもしれませんが、あそこへ行った静粛な場所で、物音聞こえない、車の音も聞こえない、落ち着いた場所だということは感じ取れるのかなというふうに思っておりますので、そういった意味で非日常的な空間、そういった時間を過ごしていただければ、いい場所だなというふうに感じております。誰もが気軽に行って、にぎやかになるというよりは、そういった場所で今後も進めていきたいなというふうには感じておりますけれども、最低限の整備だけは整備していきたいということで、今回やはり水環境というのは、最低限でもキャンプの中であつたほうがいいという御意見も様々いただいておりますので、水環境だけは何とかしていきたい。

ただ、今後の課題にはなるかと思っておりますけれども、道路という課題も出ておりましたので、その部分については舗装をするとかではなくて、事故が起きない最低限のことは、今後、考えていかなければならないなというふうには考えております。

○議長（佐藤 晶君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わらせていただきます。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立多数です。

したがって、追加日程第1 議案第52号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第53号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第2 議案第53号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 追加議案、4ページをお願いします。

議案第53号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、新たに、後志広域連合が加入することに伴い、別表2を改正する必要が生じ、規約の変更について協議し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更規約でございます。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料4ページ、資料11に北海道市町村職員退職手当組合規約の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、追加日程第2 議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第3回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時49分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員